令和5年度 姫新線利用促進·活性化同盟会総会

と き: 令和5年7月18日(火)午後2時30分~

ところ: 龍野経済交流センター 会議所ホール

姬新線利用促進:活性化同盟会

令和5年度 総会次第

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 顧 問 挨 拶
- 4 来賓紹介·挨拶
- 5 会 員 紹 介
- 6 議 事
 - (1) 承認第1号 令和4年度事業報告について
 - (2) 承認第2号 令和4年度歳入歳出決算報告について
 - (3) 議案第1号 令和5年度事業計画(案) について
 - (4) 議案第2号 令和5年度歳入歳出予算(案) について
- 7 閉 会

姫新線利用促進·活性化同盟会 会員名簿

役職名	構成団体	職	名		氏		名	
会 長	たっの市	市	長	Щ	本		実	
副会長	姫 路 市	市	長	清	元	秀	泰	
副会長	佐 用 町	町	長	庵	逧	典	章	
理事	たつの市議会	議	長	楠		明	廣	
理事	姫路商工会議所	会	頭	齋	木	俊》	台郎	
理事	龍野商工会議所	会	頭	頃	安	雅	樹	(新)
理事	たつの市商工会	会	長	木	津	眞	人	
理事	佐用町商工会	会	長	井	П		覚	
監事	姫 路 市 議 会	議	長	111	輪	敏	之	(新)
監事	佐 用 町 議 会	議	長	小	林	裕	和	
顧問	兵庫県中播磨県民センター	センタ	ノー長	法	田	尚	己	
顧問	兵庫県西播磨県民局	局	長	渡	瀬	康	英	

[※] 氏名欄の「(新)」は、構成団体の代表の交代による新会員を表します。

承認第1号

令和4年度 事業報告について

1 要望活動

(1) 要望書提出

(と き) 令和4年6月

(要望先) 国土交通省

(要望事項) JRローカル線の維持存続及び利便性向上に係る要望

(と き) 令和4年9月

(要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社

(要望事項) 姫新線の利便性向上に関する要望

(と き) 令和4年11月

(要望先) 国土交通省

(要望事項) JRローカル線の維持に関する要望

(と き) 令和5年2月

(要望先) 国土交通省

(要望事項) JRローカル線の維持に関する要望

2 会議の開催

(1)総会

(と き) 令和4年7月6日(水)午後2時30分から

(ところ) 龍野経済交流センター 会議所ホール

(議 題) 議案第1号 令和3年度事業報告について

議案第2号 令和3年度歳入歳出決算報告について

議案第3号 令和4年度事業計画(案)について

議案第4号 令和4年度歳入歳出予算(案)について

(結 果) 全議案について、原案どおり承認

(2) 推進会議

(開催回数) 10回

(ところ) たつの市役所、佐用町役場等

(内 容) 利用促進活動等について協議・調整、姫新線に関する情報共有

3 利用促進活動

(1) 利用促進 PRの実施

ア 広域時刻表の発行

(発行部数) 8,000部

(設置場所) 県(県庁・県民局)及び姫新線沿線市町(市役所・町役場、公民館、

図書館)、沿線高校、観光案内所、宍粟市役所、株式会社ウイング

神姫等

イ 龍野北高校と協力した利用促進ポスターの作成

(発行枚数) 450枚(各150枚)

(設置場所) 県(県庁・県民局)及び姫新線沿線市町(市役所・町役場、その他

公共施設)、同盟会HP等

ウ ノベルティ作製 (子供用マスク、クリアファイル)

(発行枚数) 子供用マスク:250枚 クリアファイル:1400枚

(配布場所) 姫新線車両基地ファミリー見学会

エ 同盟会主催(共催)イベントの開催

<ひまわりバスツアー>

開催日:令和4年7月22日(金)

<姫新線で行く!SPring-8 金出地ダム 見学ツアー >

開催日:令和4年8月20日(土)

<栗ひろい&宿場町散策バスツアー>

開催日:令和4年10月1日(土)

<遊びにおいでよ! 姫新線車両基地ファミリー見学会へ!>

開催日:令和4年11月23日(水)

<屏風岩・鶴嘴山 里公園ハイキング>

開催日:令和5年2月4日(土)

<姫新線にゆられて レザークラフト&山城トレッキング>

開催日:令和5年3月18日(土)

オ 各種地域イベントでの積極的なPR

<佐用町南光ひまわり祭り>

開催日:令和4年7月16日(土)から7月31日(日)

くたつの市民まつり>

開催日:令和4年11月3日(木)

<佐用町大収穫祭>

開催日:令和4年11月3日(木)

<オータムフェスティバルin龍野>

開催日:令和4年11月19日(土)、20(日)

<新宮ふるさと祭り>

開催日:令和5年3月12日(日)

(2) 各駅乗降調査の実施

(実施日) 令和4年11月17日(木)始発から終電

(実施場所) 姫路駅を除く沿線12駅

承認第2号

令和4年度 歳入歳出決算報告について

歳入5,114,615円歳出3,069,332円差引2,045,283円

事項	予 算 額	収入済額	過不足額	説明
市町負担金	1,600,000	1,600,000	0	姫路市 581,000 たつの市 631,000 佐用町 388,000
県 負 担 金	1,200,000	1,200,000	0	中播磨県民センター 600,000 西播磨県民局 600,000
前年度繰越金	2,171,087	2,171,087	0	前年度繰越金
諸収入	8,913	143,528	134,615	預金利息 28 栗ひろい&宿場町散策ツアー参加費 25,500 ひまわりバスツアー参加費 18,000 全国鉄道整備促進協議会補助金 100,000
合 計	4,980,000	5,114,615	134,615	

2 歳 出 (単位:円)

事項	予 算 額	支出済額	不 用 額	説明
会 議 費	30,000	28,242	1,758	
会議費	30,000	28,242	1,758	総会会場使用料等
事 務 費	70,000	55,211	14,789	
需用費	60,000	44,995	15,005	事務用品等
通信運搬費	10,000	10,216	▲ 216	郵券料等
事業費	4,870,000	2,985,879	1,884,121	
要望活動費	110,000	159,560	▲ 49,560	国要望3回5名分
利用促進費	4,760,000	2,826,319	1,933,681	各種イベント 乗降調査委託料 等
予備費	10,000	0	10,000	
予備費	10,000	0	10,000	
合 計	4,980,000	3,069,332	1,910,668	

監査報告書

令和5年6月13日

姫新線利用促進・活性化同盟会 会長 たつの市長 山 本 実 様

姫新線利用促進・活性化同盟会

監事 佐用町議会 議長 Vノイス おんしょう

令和4年度姫新線利用促進・活性化同盟会会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時令和5年6月13日(火)午前10時から
- 2 場所佐用町役場
- 3 所見 令和4年度の出納その他会務の執行について監査したところ、諸帳簿等は適 正かつ正確に処理されていることを認めます。

監査報告書

令和5年6月16日

姫新線利用促進・活性化同盟会 会長 たつの市長 山 本 実 様

姫新線利用促進・活性化同盟会

監事 姫路市議会 議長 三 編合 紅 之

令和4年度姫新線利用促進・活性化同盟会会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 令和5年6月16日(金)午後2時から
- 2 場所 姫路市役所
- 3 所見 令和4年度の出納その他会務の執行について監査したところ、諸帳簿等は適 正かつ正確に処理されていることを認めます。

議案第1号

令和5年度 事業計画(案)について

1 要望活動

(1) 要望会開催

(と き) 令和5年8月(予定)

(要望先) 西日本旅客鉄道株式会社 兵庫支社

(要望事項) 姫新線の利便性向上に関する要望

2 会議の開催

(1)総会

(と き) 令和5年7月18日(火)

(ところ) 龍野経済交流センター 会議所ホール

(議 題) 承認第1号 令和4年度事業報告について

承認第2号 令和4年度歳入歳出決算報告について

議案第1号 令和5年度事業計画(案)について

議案第2号 令和5年度歳入歳出予算(案)について

(2) 推進会議

毎月1回、佐用町役場等で開催

3 利用促進活動

(1) 利便性向上PRの実施

現在リニューアルを進めている同盟会ホームページをはじめとした各種広報媒体により、沿線住民や観光客に姫新線の利便性を幅広くPRし、利用促進と姫新線の認知度の向上を図る。

(2) 同盟会イベントの開催

同盟会が主催となり、姫新線を活用したイベントを企画・実施し、姫新線の魅力を発信する。

(3) 各種イベント事業への積極的な参加

沿線地域で開催される各種イベントと連携・協力し、姫新線を利用した参加を呼び掛け、利用促進につなげる。

参考:構成団体により実施されている事業

- ・姫新線で通勤・通学する者に対する駐車場、駐輪場料金の助成
- ・団体で姫新線を利用するものに対する切符の支給
- 大学生等に対する通学定期券購入費の助成
- パーク&ライドのための駐車場・駐輪場の整理及び管理
- ・駅舎および駅前広場の整理及び管理
- ・コミュニティバス、デマンド交通等二次交通の運行

議案第2号

令和5年度 歳入歳出予算(案)について

1 歳 入 (単位:円)

事 項	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	説明
市町負担金	1,600,000	1,600,000	0	姫路市 581,000 たつの市 631,000 佐用町 388,000
県 負 担 金	1,500,000	1,200,000	300,000	中播磨県民センター 600,000 西播磨県民局 900,000
前年度繰越金	2,045,283	2,171,087	▲ 125,804	前年度繰越金
諸 収 入	14,717	8,913	5,804	イベント参加料 預金利息
合 計	5,160,000	4,980,000	180,000	

2 歳 出 (単位:円)

事項	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	説明
会 議 費	30,000	30,000	0	
会議費	30,000	30,000	0	会場使用料等
事 務 費	72,000	70,000	2,000	
需用費	60,000	60,000	0	事務用品等
通信運搬費	12,000	10,000	2,000	郵券料
事業費	5,048,000	4,870,000	178,000	
要望活動費	110,000	110,000	0	JR・国等への要望会
利用促進費	4,938,000	4,760,000	178,000	各種利用促進活動
予備費	10,000	10,000	0	
予備費	10,000	10,000	0	
合 計	5,160,000	4,980,000	180,000	

市町負担金の内訳 (単位:円)

市町名			本	年	度	前	年	度	増	減	額	
姫	B	各	市	581,000		581,000				0		
た	つ	の	市		631,000			631,	000			0
佐	F	Ħ	町	388,000		388,000		000			0	
合 計				1,600	,000		1,600,	000			0	

県負担金の内訳 (単位:円)

市町名	本 年 度	前 年 度	増 減 額
中播磨県民センター	600,000	600,000	0
西播磨県民局	900,000	600,000	300,000
合 計	1,500,000	1,200,000	300,000

姬新線利用促進·活性化同盟会規約

(目的)

第1条 この会は、姫新線姫路上月駅間における年間300万人乗車を目標とする利用促進活動を展開し、安全・快適で利便性の高い輸送環境の確保と沿線の活性化を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「姫新線利用促進・活性化同盟会」という。

(事業)

- 第3条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 利用促進キャンペーン・イベント等の企画・実施、啓発物資配布等の PR活動及び利用促進活動に取り組む各種団体への助成等、乗車目標を 達成するために必要な事業
 - (2) より安全で快適な輸送環境(駅舎、軌道及び車両等の施設・設備)を 確保するために必要な事業
 - (3) より便利で効率的な輸送環境(増便、ダイヤ調整及び車両増結等の運 行形態)を確保するために必要な事業
 - (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 この会は、設立目的に賛同する地方公共団体及び関係諸団体をもって 構成する。

(役員)

- 第5条 この会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監事 若干名

(役員の選任方法及び任期)

- 第6条 役員は、総会において選出する。
- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の任務)

- 第7条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 監事は、この会の経理を監査する。

(顧問)

- 第8条 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(会議)

- 第9条 この会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。
- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 この会の庶務は、会長の所在する市・町が担当する。

(経費)

第11条 この会に要する経費は、構成市町並びに県の分担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(規約改正)

第13条 この規約の改正は、総会の議決による。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、 会長が定める。

附則

この規約は、平成2年8月7日から施行する。

附則

この規約は、平成19年6月8日から施行する。

附則

この規約は、平成22年7月8日から施行する。

附則

この規約は、平成27年6月26日から施行する。